

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出いただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1による。）
 - (4) 申込者名及びその連絡先
 - (5) 宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
 - (6) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊客が支払うべき総額（別表第1）を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊しようとする方が、当ホテルまたは当ホテル従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(福島県旅館業法施行条例第10条)
 - (8) 宿泊しようとする方が、病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
2. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を締結いたしません。
 - (1) 宿泊しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2) 宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が他の宿泊客らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (3) 宿泊客が、当ホテルまたは当ホテル従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 災害その他の緊急事態の発生等により被災者及び災害復旧担当者等に優先的に客室を提供すべきことが現実に予測される等の事由があるとき。
 - (6) 宿泊客が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊客らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(福島県旅館業法施行条例第10条)
 - (7) 宿泊客が病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
 - (8) その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。
- (1) 宿泊客が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。
3. 当ホテルが1項または2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、

終日使用することができます。なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウトタイムが制限される場合があります。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過3時間までは、室料相当額の30%

(2) 超過6時間までは、室料相当額の50%

(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めたホテル施設利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等（15名様以上の団体のお支払いに関してはホテル施設利用規則をご参照願います）または、これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、企業総合賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。また、お預けになろうとする物品が現金及び貴重品の場合、当ホテルより手提げ金庫を貸し出し、お客様の責任で保管して戴き、フロントでは一切お預かりすることは致しません。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当ホテルは、賠償いたしかねます。当ホテルが賠償する場合であっても、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、当ホテルが一定期間お預かりし、その後遺失物法の規定に基づき処理します。
3. 本条各項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第 17 条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(ホテル内での喫煙)

第 18 条 当ホテルでは 2002 年に制定された健康増進法 25 条の「受動喫煙の防止」、2003 年に世界保健機構 WHO の総会で「たばこ規制枠組条約」が採択されたことに基

づきホテル内での喫煙をお断りしています。喫煙をご希望のお客様は当ホテルが指定した喫煙コーナーをご利用ください。

(個人情報の取り扱い)

第 19 条 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルの個人情報保護方針に則し、適切に取り扱います。

別表第 1 宿泊料金の内訳(第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 12 条第 1 項関係)

	内訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	予約料金(室料(または室料+朝食料、または室料+朝食料+夕食料))
	追加料金	飲食(または追加飲食及びその他の利用料金)
	税金	(イ) 消費税

(備考)

1. 税法が改正された場合(イ)はその改正された規定に変更します。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約申込み人数 / 契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	2 日前	3~6 日前	7~30 日前	31~90 日前
一般	14 名まで	100%	100%	100%	30%	10%	—	—
	15~50 名	100%	100%	100%	80%	50%	10%	—
団体	51~100 名	100%	100%	100%	80%	50%	20%	10%
	101 名以上	100%	100%	100%	80%	80%	30%	10%

(注)

1. %は、予約宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
3. 当ホテルが指定する特定日、パッケージプラン等では別途キャンセルチャージが発生する場合もございます。

令和 3 年 1 月 1 日 改訂